

## 2. 水辺とまちのあり方について

河川・海岸グループ  
研究員 酒井 宏

### 発表の流れ

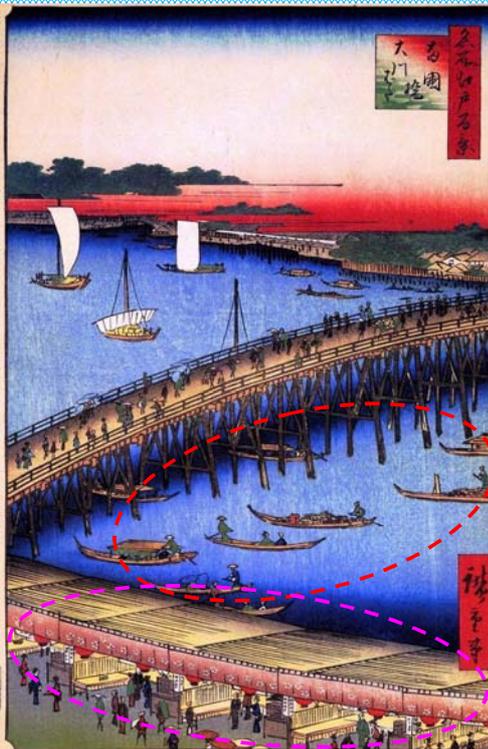
1. 過去における水辺の賑わいと衰退について
2. 近年の水辺の賑わいに関する状況について
3. 海外における河川管理の仕組みについて
4. 水辺の賑わいづくりに必要な条件について

# 1. 過去における水辺の賑わいと衰退について

## 江戸時代の水辺の賑わいの様子



日本橋雪晴



両国橋大川ばた

『名所江戸百景』  
歌川広重

全118枚

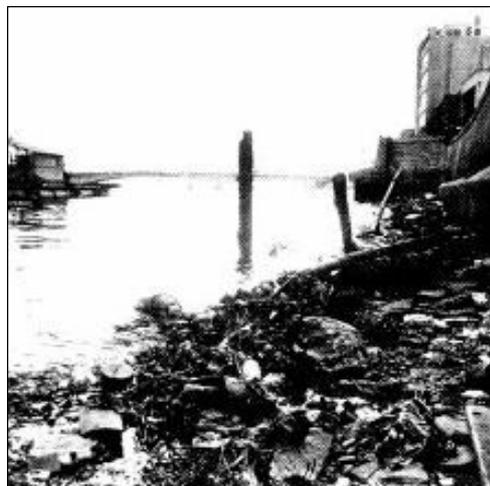
水辺の題材  
約7割

公益財団法人 リバーフロント研究所

## 水辺環境の変化

戦後の復興期、高度経済成長期を経て、治水優先の河川整備など  
利便性や効率性を優先させた結果

➡ 水質の悪化、親水性の低下



高度経済成長期の隅田川



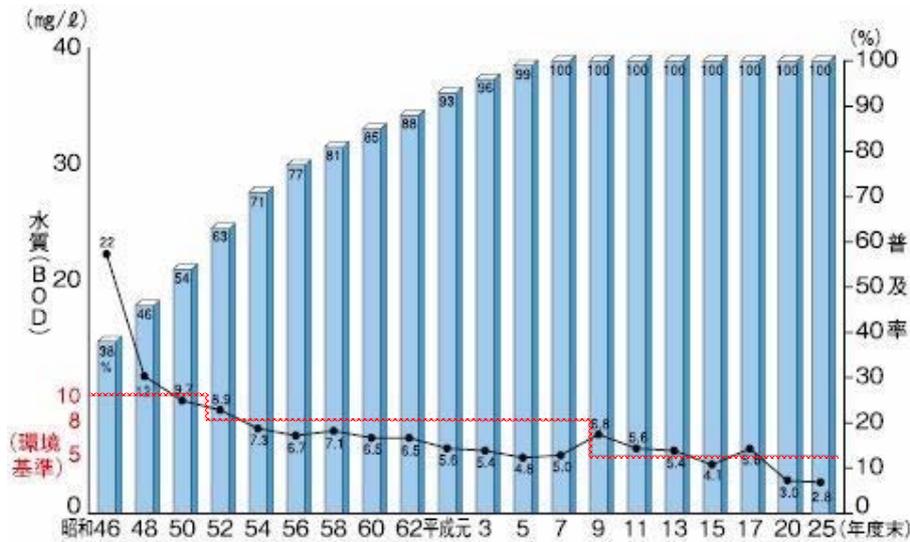
三面張り水路となった神田川

水辺から『人の暮らし』・『街並み』は遠ざかり、**水辺の賑わいが衰退**

公益財団法人 リバーフロント研究所

## 隅田川の水質(BOD)と下水道整備

昭和40年代以降、下水道整備や水質規制などにより水質や親水性は徐々に回復。



注1: 下水普及率は、隅田川流域(板橋、北、練馬区)の普及率

注2: 水質は、小台地点の年間のBODの値(75%水質値)

出典: 東京都下水道局, 東京都の下水道2014

公益財団法人 リバーフロント研究所

## 2. 近年の水辺の賑わいに関する状況について

### 河川敷地占用許可準則の緩和について

河川占用許可準則  
(平成11年8月改正)

全国の河川

占用施設

公園、運動場、橋梁、  
送電線等の公共性又は  
公益性のある施設

占用主体

地方公共団体、  
公益事業者等の  
公的主体

特例措置  
(平成16年3月通知)

8河川を対象に社会実験  
道頓堀川(大阪市)  
京橋川(広島市)など

占用施設

左記施設に加え、  
①広場、イベント施設等(これら  
と一体をなす飲食店、広告板、  
オープンカフェ、等)  
②日よけ、船上食事施設、  
突出看板

占用主体

①の施設は、公的主体  
②の施設は、公的主体  
又は民間事業者

河川占用許可準則  
(平成23年3月改正)

全国の河川

占用施設

左記施設と同じ

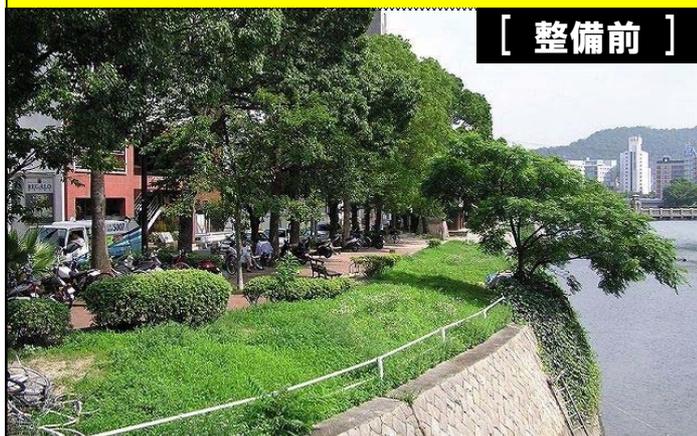
- ①同左
- ②同左

占用主体

①②の施設の区別  
なく、公的主体又は  
民間事業者

公益財団法人 リバーフロント研究所

## 規制緩和による河川区域の占用事例



【整備前】

広島市 京橋川

【管理者】

河川：広島県、公園：広島市

【占用主体】

水の都ひろしま推進協議会

【占用期間】

河川区域：10年

公園区域：1年

【出店者】

協議会が公募を行い、協議会内の選定委員会にて出店候補者を選定、協議会が出店者を決定する。

契約期間：1年単位

独立店舗型は、出店者からの申し出がない限り3年目まで自動更新される。



【整備後】

公益財団法人 リバーフロント研究所

## 規制緩和による河川区域の占用事例



【整備前】

大阪市 道頓堀川

【河川管理者】

大阪市

【占用主体】

民間事業者(南海電気鉄道株)

【占用期間】

河川区域：3年

【占用者】

市により公募を行い、経済、まちづくり、経営、法律等に関する学識経験者、その他からなる選定委員会にて選定。

【出店者】

出店者は管理運営者である占用者と利用契約を結び営業活動を行う。

契約期間は3年単位



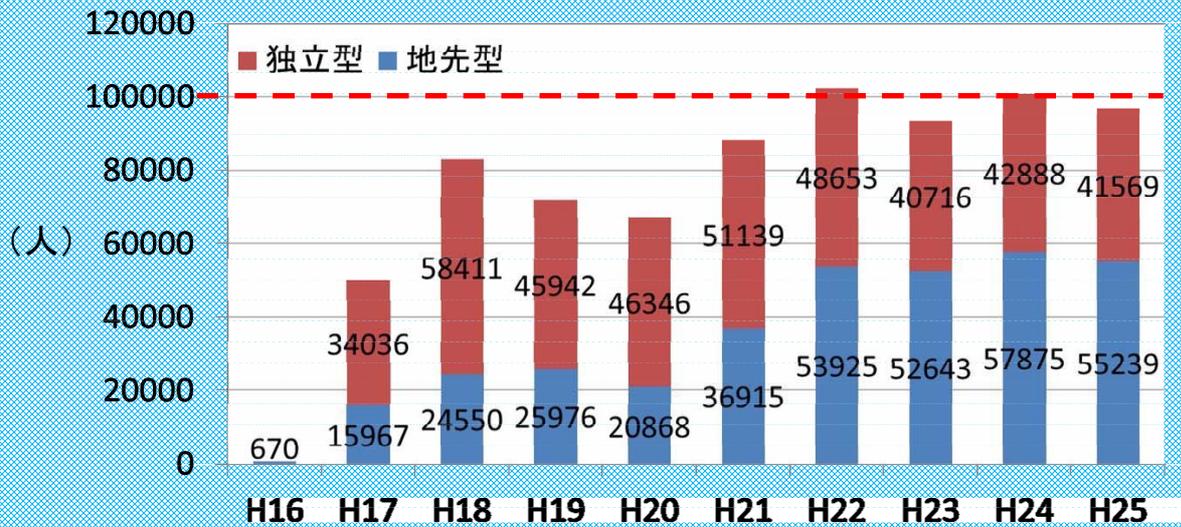
【整備後】

公益財団法人 リバーフロント研究所

## 規制緩和と民間活力による効果の例

### 広島市：京橋川

オープンカフェ利用者数の推移



- オープンカフェ利用者は平成16年の社会実験より順調に増加
- 年間約10万人が利用する賑わいのある空間

独立店舗型：河川敷地に新たに店舗そのものを設置

地先利用型：隣地民有地の店舗が河川敷地を一体的に利用

## 規制緩和と民間活力による効果の例

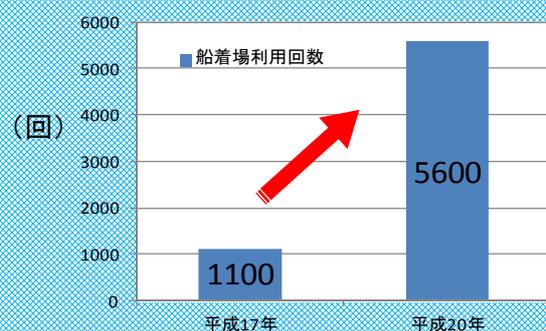
### 大阪市：道頓堀川

入り口が河川側を向いている店舗数の推移



- とんぼりリバーウォーク店舗全体の約4割に相当

観光遊覧船の船着場利用回数 (回/年)



- 4年間で約5倍に増加！休日は1日21便運行中

## 近年のあらたな取り組み（ミズベリング・プロジェクト）

先進的な事例がある一方、  
 全国では、使えることを知らない、使い方がわ  
 からないなどの理由から、うまく利用されていな  
 い水辺空間もある。

H26.3

### ミズベリング・プロジェクト 始 動



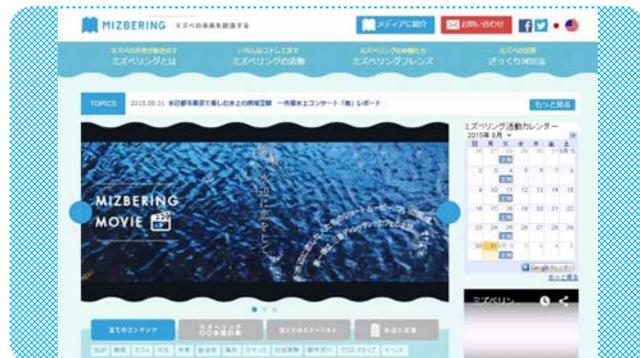
ミズベリングとは「水辺+RING(輪)」、「水辺+R(リノベーション)+  
 ING(進行形)」の意味からなる造語であり、かつての賑わいを失ってしまった日本の水辺の新しい活用の可能性を、創造していくプロジェクトである。

## 近年のあらたな取り組み（ミズベリング・プロジェクト）

### ミズベリング事務局

- ミズベリングの輪を広げていく実行部隊
- 構成メンバーは「水辺の利用者」、「企業」、「行政」
- ミズベリング・プロジェクトの情報を発信・拡散していくハブとして活動

### WEBページの開設



### アクションの例



#### 『水辺で乾杯』

7月7日 PM7時7分

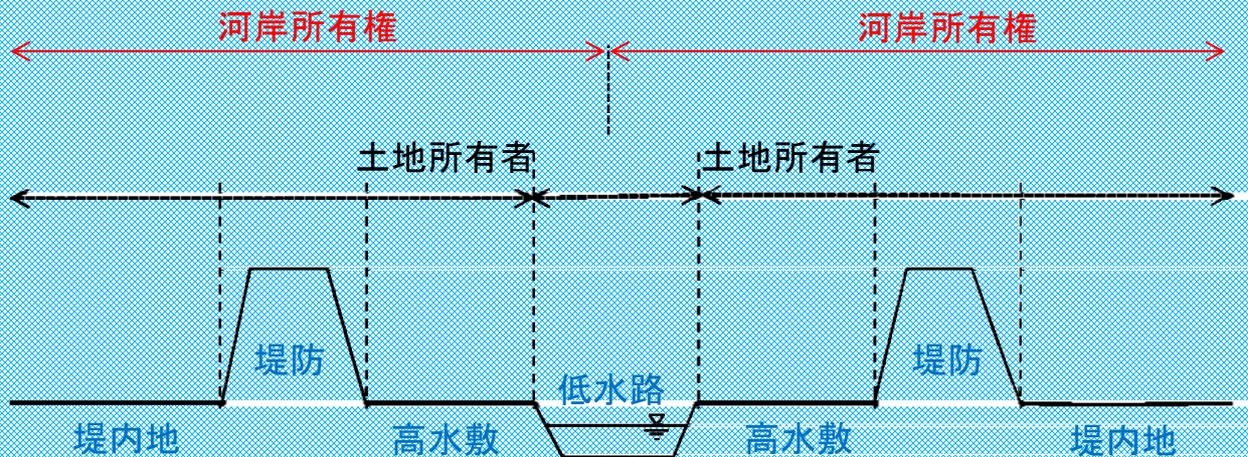
全国の水辺で一斉に  
 乾杯を行う社会実験

### ミズベリング地方会議の支援



### 3. 海外における河川管理の仕組みについて

#### イギリスにおける一般的な河川の管理区分



- かつての封建的土地所有制度の下では、川に面した土地所有者に河川及び水利用権が付随し、また、農地保護の意味で治水の義務があった。
- 水路に隣接する**土地所有者**は、特別な取り決めがない限り、**河岸から河床の中央までを所有する**。
- この河岸所有権には治水責任が伴われる。

公益財団法人 リバーフロント研究所

#### フランスにおける一般的な河川の管理区分

フランスの河川は、**国有河川**と**非国有河川**に区分される。

フランス全土の河川延長は約52万kmであるが、**国有河川**の河川延長は1.8万kmであり、ほとんどの河川は**非国有河川**である。

##### 『 国有河川 』

- 河川は国、地方自治体、またはその連合の所有となる。
- 国が低水路の保守に責任をもつ。
- 堤防の保守は河岸所有者に委譲される。

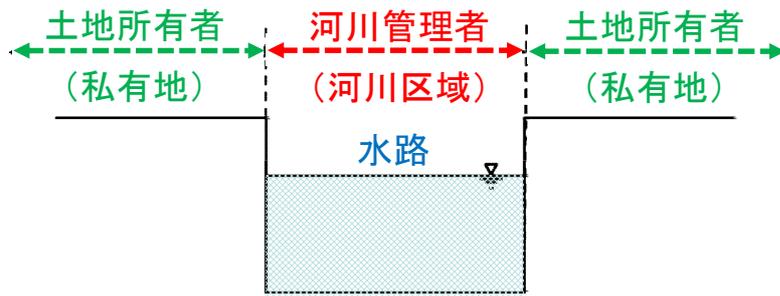
##### 『 非国有河川 』

- 低水路は河岸の所有者に所属する。
- 河岸所有者は低水路と堤防の保守責任をもつ。
- 河岸所有者はこれらの責務を単独あるいは組合を組織し引き受ける。

公益財団法人 リバーフロント研究所

## 日本と海外における河川の管理区分の違い

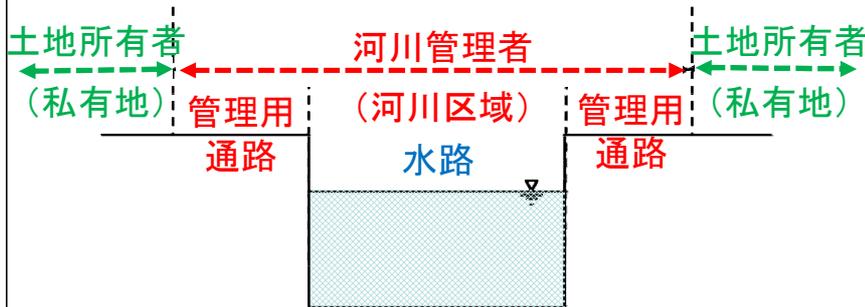
### 海外の一般的な河川の管理区分



基本的に河川管理者は、水路(水域)の管理を行い、河岸(陸域)の管理は土地所有者が行う事例が多くみられる。

河川とまちが一続きの一体的な空間として認識され、活用されている。

### 日本の一般的な河川の管理区分



高水敷、堤防、管理用通路等を含む河岸(陸域)についても河川区域として河川管理者が管理を行う。

公共空間ではあるが、まちとの一体的な空間としての認識は低い。

## 4. 水辺の賑わいづくりに必要な条件について

### 抽出に使用したアンケート調査の概要

#### 【アンケート調査内容】

かわまちづくり計画の事業内容および事業効果等に関するアンケート調査

#### 【回答者】

かわまちづくり計画が登録されている全国127箇所(平成25年12月時点)の河川管理者

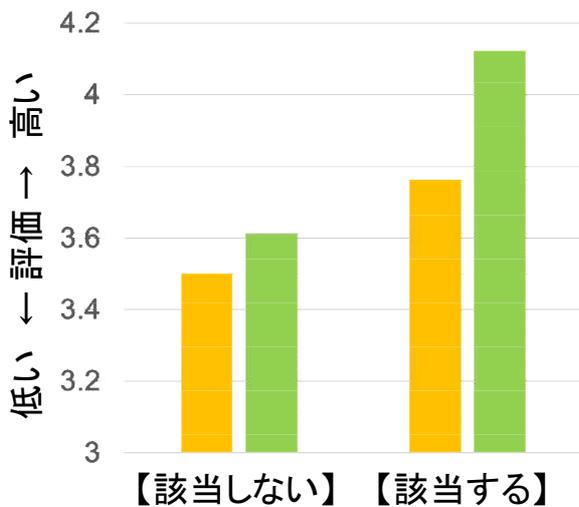
#### 【使用したアンケート調査項目】

回答者が当該地区について、「観光振興」、「地域活性化」、「歴史文化の継承」等の9つの観点(整備目的)を5段階で自己評価した項目のうち、

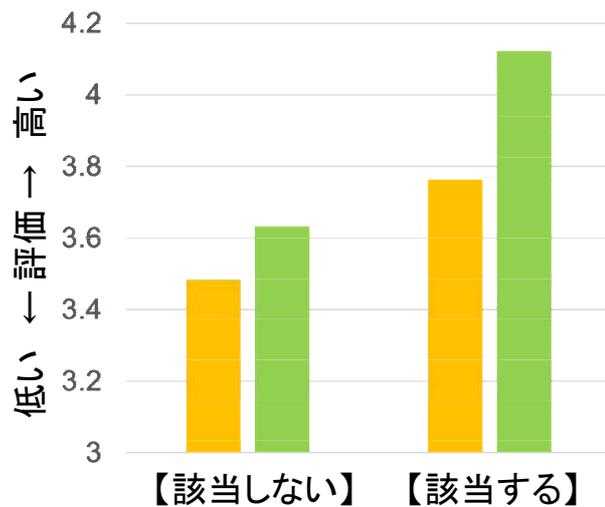
「観光振興」、「地域活性化」の2つが特に重要と考えられるため、それらを中心に整理を行った。

## 一定の傾向が確認されたアンケート調査項目

### 市街化区域の該当の有無



### DID地区の該当の有無

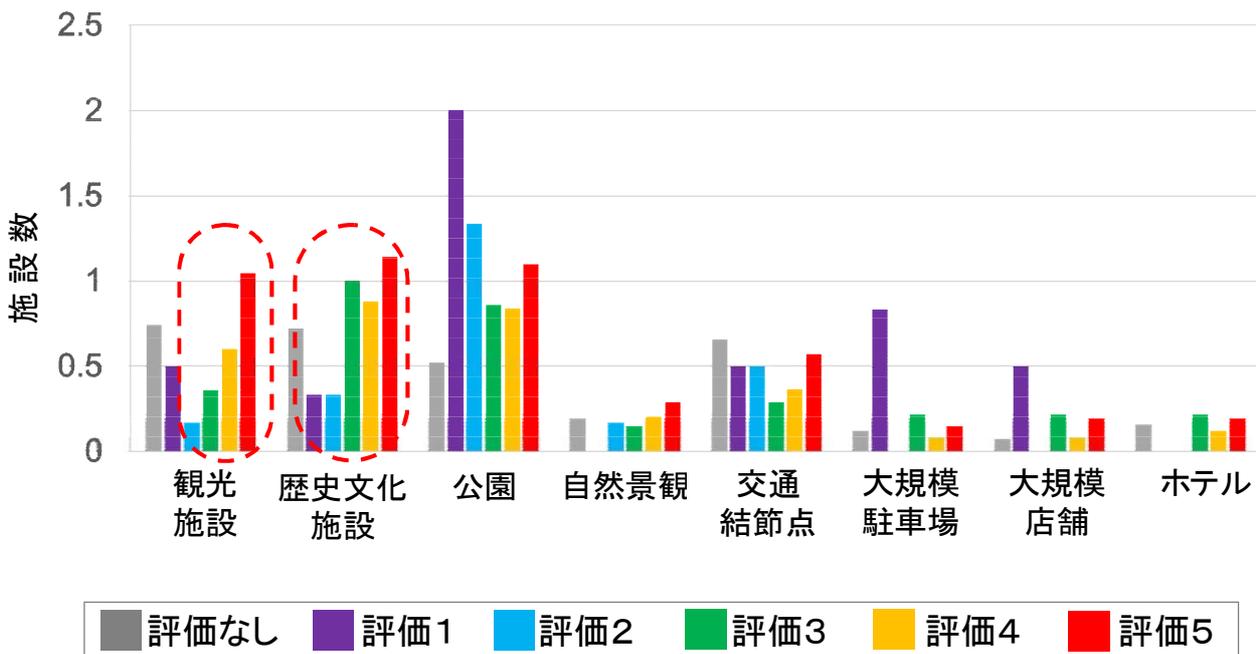


■ 観光振興評価(平均値) ■ 地域活性化評価(平均値)

市街化区域、DID地区ともに、該当する方が、観光振興及び地域活性化の評価が高い傾向にある。

## 一定の傾向が確認されたアンケート調査項目

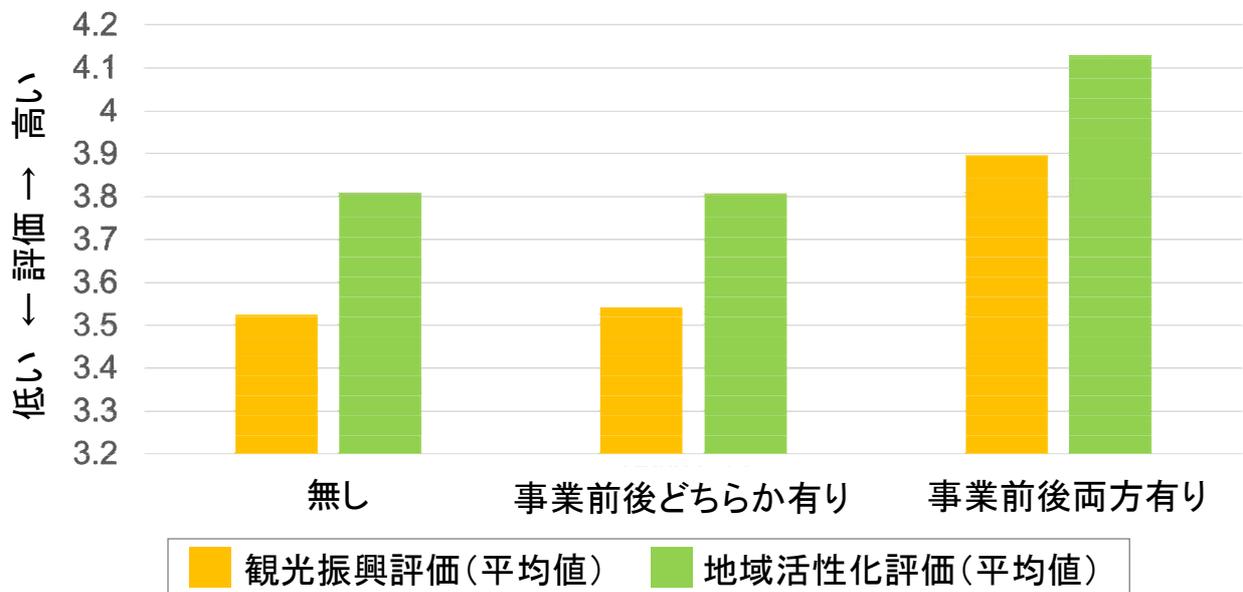
### 徒歩圏内にある施設の種類・数と観光振興の評価



観光施設、歴史文化施設数が多いほど、観光振興の評価が高い傾向がある。

## 一定の傾向が確認されたアンケート調査項目

### 推進支援組織の有無と評価



市街化区域、DID地区ともに、該当する方が、観光振興及び地域活性化の評価が高い傾向にある。

## 水辺の賑わいづくりに必要な条件について

**条件1:** 中心市街地周辺やDID地区など**まちと接した地理**であること(物理的条件)

**条件2:** 歴史施設をはじめとした**都市の施設が多くある**こと(物理的条件)

**条件3:** **水辺の利活用を担う推進組織が継続的に存在**すること(人的条件)

以上の3点が「かわまちづくり計画に関するアンケート調査」から抽出され、水辺の賑わいの創出には、**都市との連携及び人的な取り組み**の重要性が裏付けされる結果となった。

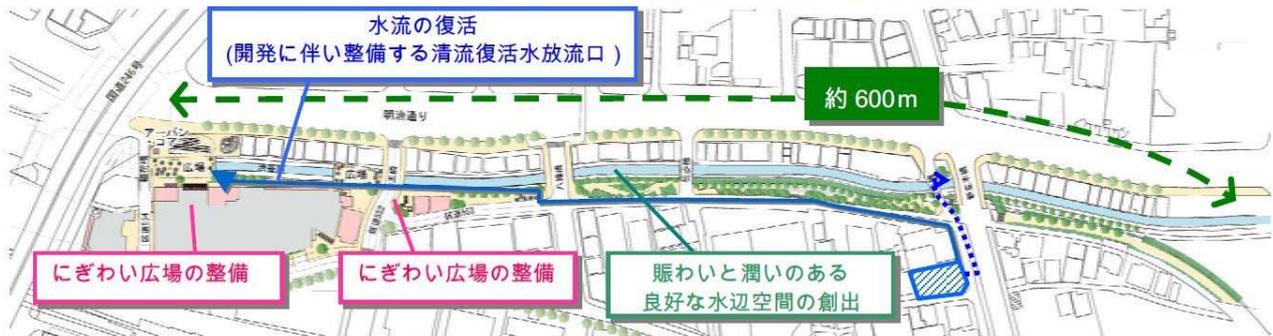
## 渋谷川における河川とまちの一体的な整備計画



渋谷三丁目のシンボルとなる広場イメージ



壁泉と渋谷川沿い店舗の賑わいイメージ



約600mにわたる緑の遊歩道と渋谷川の整備イメージ

出典：渋谷川の環境整備事業計画イメージ,東京急行電鉄(株)

## まとめ

- 水辺の賑わいを創出するためには、水辺とまちを一体的な空間と捉え、都市全体でエリアマネジメントを行うことが重要である。
- 民間事業者の参画を促すために、民間事業者のニーズの把握や参画における課題を抽出する必要がある。
- 都市部以外についても水辺とまちが連携する効果的な活用方法等について検討を進める必要がある。